



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*36 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (県民生活課)
- \*37 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)
- \*38 和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則 ( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第36号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(平成13年和歌山県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び消費生活協同組合財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号。以下「財務処理規則」という。)」を削る。

第2条中「第12条第3項ただし書の規定による」を「第12条第4項第2号又は第3号の」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第43条第3項の規定による」を「第40条第4項の」に、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第43条第4項の規定による」を「第40条第5項の」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に、「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(貸付事業規約設定等の認可申請)

第5条 法第40条第6項の認可を受けようとする組合は、規約を設定する場合は消費生活協同組合貸付事業規約設定認可申請書(別記第6号様式)を、規約を変更する場合は消費生活協同組合貸付事業規約変更認可申請書(別記第7号様式)を、規約を廃止する場合は消費生活協同組合貸付事業規約廃止認可申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

第6条中「第43条第6項」を「第40条第8項」に、「別記第

7号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第7条中「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第8条中「規定による」を削り、「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第9条中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第10条中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第11条中「法第65条第2項の規定による」を「法第69条第1項の」に、「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に、「消費生活協同組合合併認可申請書(別記第13号様式)」を「消費生活協同組合吸収合併認可申請書(別記第15号様式)」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

(決算関係書類等の提出)

第12条 法第92条の2第1項の規定による同項に規定する書類の提出は、消費生活協同組合決算関係書類報告書(別記第16号様式)により行わなければならない。

(身分証明書)

第13条 法第94条第7項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第17号様式)によるものとする。

第14条を削る。

別記第1号様式中「殿」を「様」に、「第12条第3項ただし書」を「第12条第4項第2号 第12条第4項第3号」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 3及び4は、組合員による利用分量と組合員以外の

者による利用分量とを区別する方法を具体的に記載すること。

別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「殿」を「様」に、「第43条第3項」を「第40条第4項」に、「1 定款変更の条項(新旧の比較対照表を含む。)」を「1 定款変更の新旧の比較対照表」に、「3 定款変更の議決をした総(代)会の議事録の謄本」を「3 定款変更の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「殿」を「様」に、「第43条第4項」を「第40条第5項」に、「3 共済事業規約設定の議決をした総(代)

「3 定款  
4 最終の決算関係書類（剰余金  
会の議事録の謄本」を びにこれらの附属明細書  
5 共済事業規約設定の議決をし

処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並 に改  
た総会又は総代会の議事録の謄本 」

め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」  
に、「殿」を「様」に、「第43条第4項」を「第40条第5項」  
に、「1 共済事業規約変更の条項（新旧の比較対照表を含  
む。）」を「1 共済事業規約変更の新旧の比較対照表」に、  
「3 共済事業規約変更の議決をした総（代）会の議事録の

「3 定款  
4 最終の決算関係書類（剰余金処分案又は損  
謄本」を びにこれらの附属明細書  
5 共済事業規約変更の議決をした総会又は総  
合法施行規則第157条各号に定める事項に係  
除く。）

失処理案を除く。）及び事業報告書並  
代会の議事録の謄本（消費生活協同組 に改め、同様式を  
る共済事業規約の変更を行う場合を  
」

別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」  
に、「殿」を「様」に、「第43条第4項」を「第40条第5項」  
に、「 3 共済事業規約廃止の議決をした総（代）会の議

「 3 定款  
事録の謄本」を 4 共済事業規約廃止の議決をした総  
備考 共済事業規約廃止の理由は、具体

会又は総代会の議事録の謄本 に改め、同様式を別記第5  
的に記載すること。 」

号様式とする。

別記第6号様式から別記第16号様式までを次のように改め  
る。

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地  
名 称 印  
代 表 者 の 氏 名 印

消費生活協同組合貸付事業規約設定認可申請書

消費生活協同組合法第40条第6項の規定により、消費生活協同組合の貸付事業規約設定の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 貸付事業規約
  - 2 貸付事業規約設定の理由を記載した書面
  - 3 定款
  - 4 最終の決算関係書類 (剰余金処分案又は損失処理案を除く。) 及び事業報告書  
並びにこれらの附属明細書
  - 5 内部規則等
  - 6 貸付事業規約設定の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本
- 備考 貸付事業規約設定の理由は、具体的に記載すること。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地  
名 称 印  
代 表 者 の 氏 名 印

消費生活協同組合貸付事業規約変更認可申請書

消費生活協同組合法第40条第6項の規定により、消費生活協同組合の貸付事業規約変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 貸付事業規約変更の新旧の比較対照表
- 2 貸付事業規約変更の理由を記載した書面
- 3 定款
- 4 最終の決算関係書類 (剰余金処分案又は損失処理案を除く。) 及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- 5 内部規則等
- 6 貸付事業規約変更の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本

備考 貸付事業規約変更の理由は、具体的に記載すること。

別記第 8 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地

名 称

代 表 者 の 氏 名

消費生活協同組合貸付事業規約廃止認可申請書

消費生活協同組合法第40条第6項の規定により、消費生活協同組合の貸付事業規約廃止の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 貸付事業規約
- 2 貸付事業規約廃止の理由を記載した書面
- 3 定款
- 4 貸付事業規約廃止の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本

備考 貸付事業規約廃止の理由は、具体的に記載すること。

別記第 9 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地

名 称

代 表 者 の 氏 名

消費生活協同組合定款変更届

定款の変更をしたので、消費生活協同組合法第40条第8項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 定款変更の新旧の比較対照表
- 2 定款変更の理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本

別記第10号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

設立しようとする組合の所在地  
名 称 印  
発 起 人 の 住 所  
氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

消費生活協同組合設立認可申請書

消費生活協同組合法第57条第 1 項の規定により、消費生活協同組合の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設立趣意書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立総会議事録の謄本 (設立賛成者名簿添付)
- 5 役員名簿
- 6 発起人代表者の権限を証する書類
- 7 その他参考となる事項
  - (1) 発起人名簿
  - (2) 発起人会議事録の謄本
  - (3) 役員就任承諾書

備考 発起人代表者の権限を証する書類は、発起人がその代表者を定めたときに添付すること。

別記第11号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地

名 称

代 表 者 の 氏 名

消費生活協同組合解散認可申請書

消費生活協同組合法第62条第2項の規定により、消費生活協同組合の解散の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 財産目録
- 4 貸借対照表



別記第12号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地  
名 称 印  
代 表 者 の 氏 名 印

消費生活協同組合継続認可申請書

消費生活協同組合法第63条第 1 項の規定により、消費生活協同組合の継続の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

組合員の 3 分の 2 以上の同意を証する書面

別記第13号様式 (第10条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地  
名 称 印  
代 表 者 の 氏 名 印

消費生活協同組合解散届

消費生活協同組合法第64条第2項の規定により、消費生活協同組合の解散を関係書類を添えてお届けします。

添付書類

- 1 解散の事由を証する書面
- 2 解散年月日
- 3 清算人の住所及び氏名

別記第14号様式 (第11条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

合併によって設立する組合の所在地  
名 称 印  
合併によって消滅する組合の所在地  
名 称 印  
設 立 委 員 の 住 所 名 氏 印

消費生活協同組合新設合併認可申請書

消費生活協同組合法第69条第1項の規定により、消費生活協同組合の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 合併の理由を記載した書面
  - 2 合併によって設立する組合の定款
  - 3 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
  - 4 合併によって設立する組合の事業計画書
  - 5 合併によって設立する組合の収支予算書
  - 6 合併の議決をした各組合の総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
  - 7 総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
  - 8 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表
  - 9 合併の当事者たる組合が公告及び催告をしたことを証する書面
  - 10 合併の当事者たる組合が弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面
  - 11 合併によって設立する組合の役員の氏名及び住所を記載した書面
  - 12 合併によって設立する組合の役員の選任及び定款、事業計画書及び収支予算書の作成が設立委員によってなされたものであることを証する書面
- 備考 7は、消費生活協同組合法第47条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合に添付すること。

別記第15号様式 (第11条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

合併後存続する組合の所在地  
名 称 印

組合を代表する理事の氏名 印

合併によって消滅する組合の所在地  
名 称 印

その組合を代表する理事の氏名 印

## 消費生活協同組合吸収合併認可申請書

消費生活協同組合法第69条第1項の規定により、消費生活協同組合の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 添付書類

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併後存続する組合の定款
- 3 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 合併後存続する組合の事業計画書
- 5 合併後存続する組合の収支予算書
- 6 合併の議決をした各組合の総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 7 総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
- 8 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表
- 9 合併の当事者たる組合が公告及び催告をしたことを証する書面
- 10 合併の当事者たる組合が弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面
- 11 合併後存続する組合の役員の名及び住所を記載した書面

備考 7は、消費生活協同組合法第47条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合に添付すること。

別記第16号様式 (第12条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

組 合 の 所 在 地  
名 称 印  
代 表 者 の 氏 名 印

消費生活協同組合決算関係書類報告書

決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、消費生活協同組合法第92条の2第1項の規定により、届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 附属明細書
- 5 剰余金処分計算書 (損失処理計算書)
- 6 前各号の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

別記第16号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 17 号様式 (第 13 条関係)

(表)

身 分 証 明 書			
3cm	3cm	3cm	
写 真	押 出 ス タ ン プ	番 号 第 行 日 所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 年 月 日
上記の者は、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 94 条第 1 項から第 5 項までの規定により、検査をする職員であることを証明する。			
和歌山県知事      ○ ○ ○ ○ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
8.5cm			

(裏)

消費生活協同組合法 (抜粋)
(行政庁による検査)
第 94 条 組合員が、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
3 行政庁は、共済事業を行う組合の事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年 1 回を常例として検査をしなければならない。
5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。
6 第 1 項から第 5 項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
7 第 1 項から第 5 項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第37号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走実施規則（昭和37年和歌山県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第1条第6項」を「第3条」に、「自転車競技会（以下「競技会」を「法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」に、「競技会の」を「競技実施法人の」に改め、同条第2項中「競技会」を「競技実施法人」に改める。

第11条中「競技会」を「競技実施法人」に改める。

第13条第1項第1号中「日本自転車振興会（以下「日自振」を「法第23条第1項の指定を受けた法人（以下「競輪振興法人」に改める。

第24条、第30条及び第32条中「第5条」を「第6条」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「日自振から」を「競輪振興法人から」に、「日自振所定の申込用紙に次の各号に掲げる事項を記載の上、日自振及び競技会を經由して」を「競輪振興法人所定の方法により、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる事項を記載した申込書で競技会を經由して」を「競輪振興法人所定の方法により、」に改め、同項各号を削る。

第40条第2項中「理由を記載した書面」を「開催の日時、場所及び理由」に、「日自振」を「競輪振興法人」に、「競技会」を「競技実施法人」に、「願い出」を「申し出」に、「添付」を「提出」に改める。

第41条第1項第2号を削り、同項第3号中「日自振」を「競輪振興法人」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「日自振」を「競輪振興法人」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第43条第1号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に改め、同条第3号中「第5条」を「第6条」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第51条第3項中「付表第3に定める」を「委員長が指定した」に改める。

第59条第1号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に改める。

第61条第2号中「日自振」を「競輪振興法人」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第65条第1号中「施行規則第19条第1項第1号から第3号まで」を「法第10条各号」に改める。

第67条第1項第2号中「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第70条第1項第3号中「日自振」を「競輪振興法人」に改め、同項第8号中「第18条各号、第19条各号及び第20条各号」を「第56条各号、第57条各号及び第58条各号」に改める。

第74条中「競輪場内」を「競輪場等内」に改める。  
付表第3を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第38号

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則（昭和62年和歌山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第1号中「第7条の2」を「第9条」に、「第8条」を「第10条」に改める。

第15条の2中「第8条の2」を「第11条」に改める。

第17条中「当該競走が実施される日の」を削り、「時間」を「日時」に改める。

第25条及び第25条の2中「当該車券を購入した」を「当該競走が実施される」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。